

# 一般財団法人鹿児島県消防協会 規約共済事業規程

## (趣 旨)

第1条 一般財団法人鹿児島県消防協会（以下「協会」という。）定款第4条第1号及び第30条第3項の規定に基づく一般財団法人鹿児島県消防協会規約共済事業（以下「規約共済事業」という。）は、この規程の定めるところによる。

## (規約共済事業)

第2条 規約共済事業は、次の各号の給付を行う。

- (1) 弔慰金の給付
- (2) 見舞金の給付
- (3) 感謝状の贈呈
- (4) 災害支援金・育英資金の供与

## (抛 出 金)

第3条 鹿児島県市町村消防団（職）員は、毎年度1人当たり100円を抛出するものとする。

## (納 入)

第4条 市町村消防団長及び消防(局)長は当該消防団（職）員の抛出金を取りまとめて、毎年度6月末までに全額を完納するものとする。

なお、納入した抛出金は退職、死亡その他いかなる事由があってもこれを返戻しない。

## (給付の額等)

第5条 第2条の規程により給付する額は次の各号のとおりとする。

### (1) 弔慰金

(ア) 殉職した者に対する弔慰金 100,000円  
但し、同一事案により支給した第2項第2号の傷痍見舞金の額は控除する。

### (イ) 殉職者以外の弔慰金

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| ① 勤続年数10年未満の者      | 10,000円 |
| ② 勤続年数10年以上30年未満の者 | 20,000円 |

- ③ 勤続年数30年以上の者 25,000円
- (2) 見舞金
- (ア) 重度障害見舞金  
職務上の傷痕により重度障害の状態になった者 100,000円  
但し、同一事案により支給した(イ)の傷痕見舞金の額は控除する。
- (イ) 傷痕見舞金  
職務上の傷痕により5日以上休業した者  
1日につき1,000円但し、30日を限度とする
- (ウ) 火災等見舞金  
火災その他の災害により、消防団員又は消防職員の居住している住宅が全焼または全壊した場合  
100,000円
- (エ) (ア)に規定する重度障害の状態とは日本消防協会「消防団員福祉共済制度規約」第15条に規定するものをいう。
- (3) 感謝状  
5カ年以上勤務し円満退職した会員の労苦に感謝し、感謝状を贈呈する。
- (4) 災害支援金・育英資金  
県内外で発生した大規模災害等に対し、理事会の決議を経て、災害支援金及び育英資金を供与する。

2 数カ所の市町村にわたって災害救助法が適用される等の広域災害が発生した場合においては、会長に諮り災害見舞金の額を減額して給付することができる。

(請 求)

第6条 第2条第1項第1号から3号の規程に定める事由が発生したときは、弔慰金及び見舞金については事実を確認できる資料を添付の上、別記第1号様式から第5様式により会長に請求するものとする。感謝状については、別記第6号様式により会長に請求するものとする。

(条 件)

第7条 次に該当する場合は、弔慰金及び見舞金を贈呈しないものとする。

(1) 既年度拠出金が未納の場合

(2) 自己又は家族の故意若しくは重大な過失に起因する場合  
但し、自傷行為を除く

(3) 事実が発生してから3年以内に請求がなかった場合

2 感謝状の請求は、特別の事情がない限り事由が発生した日から1年以内に請求しないときは、贈呈を受ける権利を失うものとする。

(弔慰金等の受取順位)

第8条 第5条第1項に定める弔慰金を受けとる順位は、「非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令」第8条第3項に定める順位を準用する。

(会計)

第9条 規約共済事業の会計は、特別会計とし、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第10条 規約共済事業の経費は、会員の掛金及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この規程に定めるほか、事務処理に必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規程は、一般財団法人鹿児島県消防協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程は、令和4年12月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。（第3条）